

食品営業許可申請事項変更届出に基づく許可書の書換え交付
(知事が許可権限を持つもの) 審査基準

【事務の根拠等】

食品製造業等取締条例（以下「条例」という。）第五条第三項

弁当等人力販売業者は、第一項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、その事由の生じた日から十日以内に知事に届け出なければならない。

条例第五条の二第二項

弁当等人力販売業者は、前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、その事由の生じた日から十日以内に知事に届け出なければならない。

条例第五条の三第三項

製造業者等は、第一項第一号、第三号又は第五号に掲げる事項に変更を生じたときは、その事由の生じた日から十日以内に知事に届け出なければならない。

【届書様式】

食品製造業等取締条例施行規則第六条

条例第五条第三項又は第五条の二第二項の届出にあつては別記第八号様式、条例第五条の三第三項の届出にあつては別記第八号様式の二による届書による。

参考条項

条例第五条第一項

弁当等人力販売業者になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、営業設備の構造を記載した図面を添えて提出し、知事の許可を受けなければならない。

- 一 住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 二 主たる営業地
- 三 営業所の名称、屋号又は商号
- 四 設備の概要

条例第五条の二第一項

弁当等人力販売業者の許可を受けた者は、弁当等人力販売業者として販売に従事する者及び許可設備ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、許可済証の交付を受けなければならない。

- 一 許可済証の交付を受ける者の氏名及び住所
- 二 営業所の名称、屋号又は商号

三 主たる営業地及び従たる営業地

四 営業許可の番号

条例第五条の三第一項

製造業者等になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、営業設備の構造を記載した図面を添えて提出し、知事の許可を受けなければならない。

一 住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

二 営業所の所在地

三 営業所の名称、屋号又は商号

四 営業の種類

五 設備の概要

別記第8号様式(第6条関係)

年 月 日	
殿	
届出者 住 所	郵便番号
フリガナ	電話番号
氏 名	
年 月 日生	
{ 法人の場合は、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名 }	
営業許可・許可済証 申請事項変更届	
下記のとおり	(住 所・氏 名 営業所の名称、屋号又は商号 営業設備の概要 許可済証の被交付者氏名・住所 営業許可の番号)
を変更したので、食品製造業等	
取締条例〔第5条第3項・第5条の2第2項〕の規定により届け出ます。	
記	
フリガナ	
営業所の名称等	
許可番号及び許可年月日	備 考
第 号 年 月 日	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 内 容	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後
備 考	

(注意) 1 字は、インク等を用い、楷書ではつきり記載してください。
 2 変更事項を明らかにする関係書類を添付してください。
 3 営業施設の変更の場合は、設備の平面図を添付し、変更の部分を朱筆してください。

別記第8号様式の2(第6条関係)

年 月 日	
殿	
届出者 住 所	郵便番号
	電話番号
フリガナ	
氏 名	
年 月 日生	
(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	
営業許可申請事項変更届	
下記のとおり	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 住所・氏名 営業所の名称、屋号又は商号 営業設備の概要 </div> を変更したので、食品製造業等取締条例
第5条の3第3項の規定により届け出ます。	
記	
営業所の所在地	電話番号
フリガナ 営業所の名称等	
許可番号及び許可年月日	営業の種類
備考	
1	第 号 年 月 日
2	第 号 年 月 日
3	第 号 年 月 日
4	第 号 年 月 日
5	第 号 年 月 日
変更年月日	年 月 日
変更内容	変更事項
	変更前
	変更後
備考	

(注意) 1 字は、インク等を用い、楷書ではつきり記載してください。
 2 変更事項を明らかにする関係書類を添付してください。
 3 営業施設の変更の場合は、設備の平面図を添付し、変更の部分を朱筆してください。

